

(例規76)

陸幕通電第55号
昭和54年7月31日

改正 平成10年3月26日陸幕通電第66号 平成14年11月29日陸幕通電第310号
平成17年3月4日陸幕通電第29号 令和3年3月5日陸幕通電第14号

各 方 面 総 監
中央管制気象隊長 殿
補給統制本部長

陸 上 幕 僚 長
(公印省略)

気象器材(気象測器)の検定について(通達)

標記について、下記により実施されたい。

なお、陸幕通電第327号(50.12.22)「気象器材(気象測器)の検定について(通達)」(例規76)は廃止する。

記

1 目的

この通達は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第6条に規定する気象の観測に使用する気象測器の受検要領を示すものである。

2 適用範囲

この通達は、中央管制気象隊、各方面管制気象隊及び前項の気象の観測に関する業務を行う駐屯地等(以下「使用部隊等」という。)において気象観測のために使用する気象測器で別紙に示すものに適用する。

3 受検要領

(1) 気象測器の移送及び受検

ア 中央管制気象隊長

関東補給処へ気象測器を後送するものとする。

イ 補給処長(関東補給処長を除く。)

関東補給処へ使用部隊等から後送された気象測器を後送するものとする。

ウ 関東補給処長

気象業務法第9条の規定による登録検定機関で実施する検定を受検するものとする。

(2) 気象測器の受検前の整備

ア 補給処長(関東補給処長を除く。)

使用部隊等から後送された気象測器については、関東補給処に後送する前に必要な整備を実施するものとする。

イ 関東補給処長

使用部隊等から後送された気象測器については、受検前に必要な整備を実施するものとする。

(3) 受検手続

気象測器検定規則（平成14年国土交通省令第25号）に示すところによる。

(4) 細部受検要領

補給統制本部長の定めるところによる。

4 その他

方面総監及び中央管制気象隊長は、気象測器の検定期間中の代替器材の準備等気象観測に支障のないよう必要な処置を講ずるものとする。

検定対象気象器材（気象測器）及び有効期間

項番号	品名	検定の有効期間
1	液柱型水銀気圧計	5年
2	アネロイド型気圧計	
3	風杯型風速計	
4	風車型風速計	
5	電気式日射計	
6	貯水型雨量計（自記式のものに限る。）	
7	転倒ます型雨量計	
8	ラジオゾンデ用温度計	1年
9	ラジオゾンデ用気圧計	
10	ラジオゾンデ用湿度計	
備考	1 第1号から第10項に掲げる品名にかかわらず、検定の有効期間が示されている気象測器は、検定を受検するものとする。	
	2 複合測器の検定の有効期間は、これを構成する各気象測器の検定の有効期間のうち最も短いものと同じ期間とする。	